

# 公益財団法人 金融情報システムセンター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人金融情報システムセンターと称し、英文では、The Center for Financial Industry Information Systems と表記する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、金融情報システムに関連する諸問題につき総合的な調査研究を行うとともに、金融情報システムの安全性確保のための施策を推進することにより、我が国金融情報システムの安全性、信頼性及び効率性を高め、金融機能の基盤強化及び信用秩序の維持向上を通ずる金融機関利用者の安全確保と利便の向上を図り、もって公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金融情報システムに関連する技術、利活用、管理態勢、脅威と防衛策等の国内外における現状、課題、将来への発展性とそのための方策等についての調査及び研究
- (2) 金融情報システムの安全性・信頼性確保のための対策、システム監査等に関する基準、指針等の策定及び普及啓発
- (3) 金融情報システムに関連する研修会、セミナー等の開催及び講師の派遣
- (4) 上記各号の成果の刊行物、電子媒体等による提供
- (5) 金融情報システムに関連する諸施策に係る行政機関、関係団体等との協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うほか必要に応じて海外においても行うものとする

る。

### 第3章 資産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産とする。

(1) 公益法人への移行時における財産目録において基本財産の区分に記載された財産

(2) 公益法人への移行後理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益法人への移行後新たに寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

#### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない事由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

#### (財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産運用規程によるものとする。

#### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### (事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号

及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

(会計原則等)

第11条 この法人は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

#### 第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にす

るもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

(イ) 国の機関

(ロ) 地方公共団体

(ハ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(ニ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(ホ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(ヘ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任する旨を明らかにして選任する評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員には、評議員会に出席の都度、報酬（1回2万円を限度とする。）を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

### (招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によってこれを定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

## 第6章 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評

議委員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、評議員会において、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任する旨を明らかにして選任する理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第31条 理事長及び常勤の理事には、報酬等を支給することができる。

- 2 前項に定める理事以外の理事には、理事会に出席の都度、報酬を支給することができるほか、特別な職務遂行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 監事には、報酬を支給することができる。
- 4 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 5 前4項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程による。

#### (責任の免除)

第32条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項に規定する役員の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

#### (名誉理事長、顧問及び参与)

第33条 この法人に、任意の機関として、名誉理事長1名、顧問及び参与若干名を置くことができる。



- 2 名誉理事長、顧問及び参与は、学識経験者のうちから理事会において任期を定めたいえで選任する。
- 3 名誉理事長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 4 名誉理事長、顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応え、意見を述べることができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

### (権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

### (招集)

第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示した書面をもって理事長に対し理事会招集の請求があったとき又は監事から理事長に対し理事会招集の請求があったときは、理事長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

### (議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決定があったものとみなすものとする。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 組織

(組織)

第42条 この法人に第4条に掲げる各事業を遂行するため、所要の職員を置く。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第3号に定める重要な使用人以外の職員は理事長が任免する。

3 組織及び運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 会員

(会員)

第43条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員の会費の負担その他会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

### (解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告等

### (公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### (備置き帳簿及び書類)

第49条 主たる事務所には、第9条の書類、第10条の書類、定款、理事及び監事並びに評議員の名簿、理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類その

他の法令で定める帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。その方法は、理事会の決議により別に定める帳簿及び書類の備置き及び閲覧に関する規程によるものとする。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき毎事業年度算定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

## 第12章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、別紙最初の評議員名簿に掲げる者とする。
- 4 この法人の設立の登記の前日に理事であった者は登記の前日で任期が満了するものとする。この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、別紙設立の登記日現在の役員名簿記載のとおりとする。
- 5 この法人の最初の理事長は米澤潤一、最初の常務理事は福山登志彦とする。

## 附 則

変更後の定款は、平成26年6月17日から施行する。

(別紙最初の評議員名簿)

秋山勝貞	大久保千行
岡田康彦	小田一穂
栗山泰史	小泉宇幸
小山嘉昭	田邊光雄
長谷川芳完	藤沼彰久
瀧崎正弘	堀部政男
安富潔	和田耕志

(別紙設立の登記日現在の役員名簿)

<b>【理事】</b>	石田隆廣	上野晋
	大井直	越阪部勝実
	黒田正実	謝敷宗敬
	白鳥哲也	杉山稔
	高原宏和	田中浩
	中里良一	福山登志彦
	前沢孝夫	宮内篤
	村林聡	山田英司
	吉井昭彦	米澤潤一
<b>【監事】</b>	土屋哲雄	山本明知